

令和8年度名古屋市放課後事業及び生涯学習開放業務委託の再々公募に関する質問及び回答

No.	質問内容	回答
1	定款・事業目的について 今回の応募にあたり、法人の定款に、放課後事業、教育、児童・青少年の健全育成等に関する事業目的が記載されている必要がありますでしょうか。 なお、法人登記簿謄本（全部事項証明書）の「目的」に該当する事業内容が記載されている場合についても、併せてご教示ください。	定款及び法人登記簿謄本（全部事項証明書）に、本公募に関する放課後事業等が事業目的として記載されていることは要件としておりません。
2	法人代表者が運営指導者となる場合の人件費 法人の代表者が、本事業の運営指導者として実際に業務に従事する場合、その役員報酬等を本事業に係る人件費として見積額に計上することは可能でしょうか。 可能な場合、計上方法及び必要な条件等についてご教示ください。	役員報酬を本事業の見積額に計上することはできません。 ただし、法人の代表者が本事業の運営指導者として実際に業務に従事する場合は、役員報酬としてではなく、実際の業務への従事に係る人件費として見積額に計上することは可能です。 なお、仕様書に定めるスタッフの配置及び配置条件を満たしていれば、人件費の計上方法や条件について、本市からの指定はありません。
3	自社開発システム「MAMO」の費用 本事業の運営において、応募法人が自社で開発・運用する業務管理システム（利用者管理、利用予定管理、出欠・入退室管理、保護者への連絡、帳票作成等）を使用する場合、当該システムに係る利用料、サーバー費、保守・運用費等を物件費として見積額に計上することは可能でしょうか。 また、自社開発システムを使用する場合の適切な費用の算定・計上方法についてご教示ください。	本市では、トワイライトスクール及びトワイライトルームにICTシステムを導入しており、運営主体には、本市が契約しているICTシステムを使用していただきます。 一方、職員の出退勤管理等に使用するシステムについては、事業者独自のシステムを使用することも可能です。なお、当該システムに要する費用の算定及び計上方法について、本市が指定するものではありません。
4	運営指導者の現場常駐について 運営指導者について、勤務時間中は原則として放課後事業実施場所に常駐することが必要でしょうか。 事務処理、保護者対応、行政への報告、帳票作成、システム管理等、本事業に必要な業務を実施するため、一部の業務を実施場所外で行う勤務形態とすることは可能でしょうか。	仕様書4ページに定める運営指導者の配置条件を満たしていれば、その他の勤務形態について、本市からの指定はありません。

5	時給制の運営指導者について 運営指導者について、月給制ではなく、時給制の雇用形態として配置することは可能でしょうか。 また、運営指導者について、必須となる勤務時間数、勤務日数、勤務時間帯等の基準がありましたら、ご教示ください。	運営指導者の給与形態について、本市からの指定はありません。 なお、給与形態とは別に、仕様書4ページに定める配置要件として、運営指導者のうち1名は、週の労働時間が20時間以上であり、かつ、原則として1年以上継続して勤務する必要があります。
6	地域協力員（AP）の配置時間について 地域協力員の配置予定時間数について、区分Fでは3,166時間が「目安」とされ、トワイライトスクール実施校の最低配置時間数は1,661時間とされていますが、実際の児童数、利用状況、活動内容等を踏まえ、運営主体が必要な配置時間数を設定することは可能でしょうか。 また、現在当該校で活動している地域協力員について、本人の同意を得たうえで、次期運営主体が引き続き地域協力員として依頼することは可能でしょうか。	地域協力員の配置時間数については、必要に応じて設定していただいて差し支えありません。ただし、目安として示している時間数を超過した分に係る地域協力員の謝金については、本市がお支払いすることはできませんので、ご注意ください。 また、地域協力員は基本的に各トワイライトにおいて従事しているため、運営主体が変更となった場合でも、地域協力員本人の同意を得た上で、引き続き従事していただくことは可能です。
7	管理費8%の算定について 管理費について「運営費の8%を上限」とされていますが、この「運営費」は、運営指導者等の人件費、地域協力員の謝金、体験活動講師等の人件費及び物件費等を含む運営費全体を指すものと理解してよろしいでしょうか。 また、自社開発システムの利用料等を物件費として計上した場合、それらも管理費の算定基礎となる「運営費」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	公募要項15ページに記載の通り「運営費」とは、人件費と物件費（基本額分）を指します。 なお、システムに関する取扱いについては、質問3の回答をご参照ください。
8	年度末の精算・返還について 年度末の精算について、地域協力員の謝金及び保険料等については不用額が生じた場合に返納するとされていますが、運営指導者等の人件費、物件費及び管理費については、契約時に承認された見積額の範囲内で適正に執行していれば、実績額との差額について返納する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。 また、各費目間の流用について、可能な範囲及び事前協議・承認が必要となるケースについてご教示ください。	ご認識の通りです。 また、各費目間の流用については、その内容や状況に応じて個別に判断する必要があることから、現時点で流用が可能な範囲や事前協議・承認の要否を一律にお示しすることはできません。

	契約保証金について 募集要項には「契約保証金を納付しなければならない。ただし、名古屋市契約規則第31条に該当する場合は免除」とありますが、今回の契約について、以下をご教示ください。 ●契約保証金の具体的な金額または算定方法 今回の放課後事業では、契約保証金は契約金額の何%となるのか、または具体的にいくらになるのか。 ●5年間の長期継続契約における算定基礎 本件は令和9年度から令和13年度までの5年間の契約ですが、契約保証金の算定基礎となる「契約金額」は、・5年間の委託料総額・初年度の委託料・その他の金額 のいずれを基準とするのか。 ●契約保証金の納付時期・方法 契約保証金は、契約締結時に納付するのか。また、納付方法についてもご教示ください。 ●契約保証金の免除について 名古屋市契約規則第31条に基づく契約保証金の納付免除について、今回の放課後事業では、どのような場合に免除の対象となるのか。 また、免除を受けるために必要な手続きや提出書類があればご教示ください。 ●契約保証金の返還について 契約保証金を納付した場合、契約期間終了後に返還されるのか。また、返還時期や、契約途中で契約を終了した場合の取扱いについてご教示ください。	○契約保証金の具体的な金額または算定方法 契約金額に100分の10を乗じて得た額以上とします。 ○5年間の長期継続契約における算定基礎 長期継続契約の場合でこの率によることが著しく実態に即さないものについては、そのつど市長が定める定額とすることができます。 ○契約保証金の納付時期・方法 契約締結前に納付書にて納付いただきます。 ○契約保証金の免除について 名古屋市契約規則第31条第3号の規定により、応募参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去の実績から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに納付を免除します。 ○契約保証金の返還について 契約の相手方が契約内容に従った履行を終ったのち還付します。ただし、契約の履行の割合が総量の3分の2以上に達し、契約保証金の全部を保留する必要がないと認めるときは、その半額以内の額を還付することができます。
10	滝川小学校の基本額区分について 参考資料①では、滝川小学校の基本額区分が「F」とされています。一方、参考資料③の令和7年度実績では、滝川小学校の月～金曜日の平均参加児童数は52.0人となっています。 P16の区分表では「50人以上60人未満」はE、「60人以上70人未満」はFとなっていますが、滝川小学校をF区分としている算定根拠をご教示ください。 また、今回の応募における見積額については、F区分の上限額を基準として作成するとの理解でよいのか、あわせてご教示ください	滝川小学校の参考資料①に記載している「月～金曜日参加者数」は62.0人となっていますので、改めてご確認ください。 また、見積額調書につきましては、公募要項28ページに記載の通り、契約期間中に契約区分の変更があった場合の参考とするため、応募した区分の前後2区分を作成し、提出してください。 例：区分「F」のトワイライトスクール実施校に応募する場合、区分「F」のトワイライトスクール見積額調書に加えて、区分「D」、「E」、「G」、「H」のトワイライトスクール見積額調書を提出してください。

11	生涯学習開放の運営体制及び経費について 滝川小学校は、生涯学習開放実施校として掲載されていますが、生涯学習開放における運営スタッフの配置時間、業務内容及び勤務体制について、具体的な基準をご教示ください。 また、放課後事業と生涯学習開放について、同一の運営指導者・スタッフが両方の業務に従事することは可能でしょうか。可能な場合、それぞれの事業への人件費等の経費の按分方法についてご教示ください。	生涯学習開放における運営スタッフの配置時間、業務内容及び勤務体制については、仕様書28ページの「名古屋市生涯学習開放業務委託募集にかかる特記仕様書」をご確認ください。 同一の運営指導者・スタッフが両方の業務に従事することについて、仕様書28ページの「名古屋市生涯学習開放業務委託募集にかかる特記仕様書」3（1）にあるとおり、運営指導者については、放課後事業等の運営指導者が生涯学習開放の責任者である運営指導者を兼ねるものとしています。経費については追加で支払う形になるため、按分の計算は不要です。 管理開放従事者について、放課後事業における子ども指導員が同一時間帯に生涯学習開放業務に従事することは、業務内容が異なるためできません。
12	追加保険について 仕様書9ページに示される「本市の定める内容を追加で保障することのできる保険（追加保険）」について、今回の放課後事業において、加入が必要となる保険の補償内容、保険料の概算額及び加入条件等をご教示ください。 また、追加保険については契約校決定後に別途見積書を提出するとされていますが、契約期間5年間について毎年度必要となる費用なのか、初年度のみ費用なのかについてもご教示ください。	○補償内容 名古屋市放課後事業及び名古屋市生涯学習開放事業の運営に従事又は携わるボランティアスタッフとして事業の運営に従事又は携わる者が、その活動中に傷害もしくは特定疾病を被った場合に補償するものです。 ○保険料の概算額 追加保険料については、見積業者によって異なります。参考として、運営主体が加入する放課後事業等の参加児童及び従事者等を対象とした損害賠償保険及び傷害保険については、過去5年間、1人当たり年額270円で契約しています。 ○加入条件等 補償対象者以外に加入条件はありません。 また、追加保険については1年ごとの契約となるため、その費用は毎年度必要となります。
13	児童数の変動に伴う委託料の変更について 実施校の在籍児童数や平日1日当たりの平均参加児童数が「大幅に増減した場合」には、委託料を変更するとされていますが、「大幅な増減」と判断する具体的な基準（人数、割合、区分の変動等）があればご教示ください。 また、契約期間中に区分が変更された場合、変更後の委託料はいつから適用されるのか、また年度途中での変更があるのかについてもご教示ください。	「大幅な増減」とは、当該年度の4月から1月までの参加児童数実績に基づき算出した区分が、前年度の区分と比較して2区分以上変動した場合を指します。 なお、契約期間中に区分を変更する場合は、年度当初に限り変更を行い、当該年度から変更後の区分に応じた委託料を適用します。

14	提案書に記載する独自システム等の取扱いについて 応募提案において、応募者が独自に開発・保有するシステム、ノウハウ、運用方法等を記載した場合、情報公開請求等により公開の対象となる可能性があるとの理解ですが、営業上の秘密や独自ノウハウ、システムの仕様等について、非公開として取り扱うことができる範囲及び手続きについてご教示ください。	名古屋市情報公開条例第7条第2号に基づき、法人等のノウハウなど、公にすることにより当該法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報については、非公開となる場合があります。ただし、人の生命・身体・健康、市民生活又は環境を保護するため、公にする必要があると認められる情報等については、この限りではありません。
15	参加児童数の変動について質問です。 対象校ごとの直近1年間の参加実績について、月別の1日平均参加児童数及び1日の最大参加児童数をございましたら、ご提供いただけますでしょうか。平日・土曜日・長期休業日別や時間帯別の参加状況について、把握されている資料をございましたら、併せてご提供ください。	現時点において、公募資料として公表している内容以外に開示できる情報はありません。
16	再々公募に至った背景につきまして、今回の対象6校について、これまでの募集で応募がなかった背景や、事業運営上の課題として貴市が把握されている事項をございましたら、応募の検討に当たり参考といたし、差し支えない範囲でご教示ください。	現時点において、公募資料として公表している内容以外に開示できる情報はありません。
17	本事業における過年度までの成果（達成事項など）やその他運営上の課題、来年度以降の課題（未達成事項など）についてご教示ください。	過年度までの成果や運営上の課題、来年度以降の課題等については、本公募に直接関係する事項ではないことから、個別の回答は差し控えさせていただきます。本公募については、仕様書等に記載する内容に基づきご提案ください。
18	過年度および本年度の受託事業者と委託金額をご教示ください。	受託事業者及び委託金額については、名古屋市公式ウェブサイト「随意契約の内容の公表」に掲載していますので、そちらをご確認ください。
19	本事業の対象者となる方々の抱える課題について、貴自治体における特徴等があればご教示ください。	過年度までの成果や運営上の課題、来年度以降の課題等については、本公募に直接関係する事項ではないことから、個別の回答は差し控えさせていただきます。本公募については、仕様書等に記載する内容に基づきご提案ください。
20	正本には通しでのページ番号は不要でしょうか。	不要です。